



2020年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2020年2月4日

上場会社名 株式会社クレスコ 上場取引所 東
 コード番号 4674 URL <https://www.cresco.co.jp/>
 代表者(役職名) 代表取締役社長執行役員 (氏名) 根元 浩幸
 問合せ先責任者(役職名) 取締役常務執行役員財務経理本部長 (氏名) 杉山 和男 (TEL) (03)5769-8011
 四半期報告書提出予定日 2020年2月5日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 有 (アナリスト向け)

(百万円未満切捨て)

1. 2020年3月期第3四半期の連結業績(2019年4月1日~2019年12月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2020年3月期第3四半期	28,957	12.1	2,653	14.6	3,141	18.4	2,003	19.7
2019年3月期第3四半期	25,828	5.6	2,316	0.8	2,654	△1.1	1,673	△2.7

(注) 包括利益 2020年3月期第3四半期 2,112百万円(104.4%) 2019年3月期第3四半期 1,033百万円(△61.0%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2020年3月期第3四半期	94.09	—
2019年3月期第3四半期	76.49	—

(注) 当社は、2020年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、「1株当たり四半期純利益」を算定しております。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2020年3月期第3四半期	25,687	15,684	61.1
2019年3月期	25,372	16,137	63.6

(参考) 自己資本 2020年3月期第3四半期 15,684百万円 2019年3月期 16,137百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2019年3月期	—	32.00	—	34.00	66.00
2020年3月期	—	36.00	—	—	—
2020年3月期(予想)	—	—	—	18.00	—

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

(注) 2020年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2019年3月期及び2020年3月期第2四半期末については当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。また、2020年3月期(予想)の合計につきましては、当該株式分割の実施により単純計算ができないため記載しておりません。

3. 2020年3月期の連結業績予想(2019年4月1日~2020年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	37,880	7.5	3,400	6.0	3,813	4.2	2,416	5.7	114.28

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

(注) 2020年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2020年3月期の連結業績予想における1株当たり当期純利益は、当該株式分割を考慮した金額を記載しております。

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無
- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2020年3月期3Q	24,000,000株	2019年3月期	24,000,000株
② 期末自己株式数	2020年3月期3Q	3,315,440株	2019年3月期	2,119,824株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2020年3月期3Q	21,293,292株	2019年3月期3Q	21,880,394株

(注) 当社は、2020年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割を行ったものと仮定して、「期末発行済株式数（自己株式を含む）」、「期末自己株式数」及び「期中平均株式数（四半期累計）」を算定しております。

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	4
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	10
(継続企業の前提に関する注記)	10
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	10
(重要な後発事象)	10

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第3四半期連結累計期間(2019年4月1日～2019年12月31日)は、米中経済摩擦や日韓関係、中東情勢等の動向が影響し、景気の足踏み感が増すなど、懸念事項は多々ありましたが、本年開催の東京オリンピックに関連するインフラ整備やインバウンド需要の拡大に加え、底堅い内需がIT投資を後押しし、経営環境は、堅調に推移いたしました。

このような経営環境の中、企業の競争力と成長力を強化するための「第4次産業革命」や「働き方改革」「労働力不足」に対する取組みは、「デジタル変革(デジタルトランスフォーメーション: Digital Transformation, DX)」の潮流を背景に、ソフトウェア開発、システム開発の更なる需要を喚起し、これまでのコア技術(アプリケーション開発技術、ITインフラ構築技術、組込み技術)に先端技術(AI、ロボティクス、IoT等)を加えた幅広い事業領域を有する当社企業グループにとって、優位性を発揮できる機会となっております。

当社企業グループは、事業機会を着実に取り込み、更なる飛躍を果たすため、2016年4月「デジタル変革をリードする」ことを標榜した5ヶ年のビジョン「CRESCO Ambition 2020」を掲げ、業績目標の達成、重点施策の具現化、企業価値の向上を目指しております。

～コーポレートスローガン～

Lead the Digital Transformation ～『クレスコグループ』はデジタル変革をリードします。～

当該ビジョンのもと、当第3四半期連結累計期間は、上期同様、品質管理体制及びプロジェクト監査の強化をはじめ、市場の変化に即した顧客ポートフォリオ及び事業体制の見直しを図るとともに、新規顧客の開拓、先端技術を取り込んだ新規事業・サービスの開発に注力いたしました。また、開発体制の拡充(ニアショア、オフショア)及び営業方針の見直しを通じて、リソースに応じた適正な受注量の確保と顧客満足度の更なる向上に努めてまいりました。その他、エバンジェリスト活動の一環として、技術研究の成果発表や社外向けセミナーなどを通じて、各種サービス・ソリューションのプロモーション活動を推進いたしました。

一方、良好な経営環境が継続している反面、エンジニア不足は、受託開発事業において、業績拡大のボトルネックとなっております。当社企業グループでは、全社的な生産性改善活動(自社向けのイノベーション活動)はもとより、開発リソースの確保、グループ会社も含めたオフショア・ニアショアの推進、受注単価の引き上げ、選別受注を積極的に実施し、業績の更なる向上に取り組んでおります。

なお、当第3四半期連結累計期間のトピックスは、以下のとおりです。

2019年4月：

- ・「働き方改革」への取組みを発表
- ・当社による連結子会社であるクレスコ九州(株)の吸収合併を完了
- ・(株)ニデックが、当社の医療画像解析に関する研究・開発の成果を同社の「画像ファイリングソフトウェア NAVIS(R)-EX」に採用
- ・学術雑誌「Journal of Ophthalmology(Hindwai)」が、当社社員による「OCTと機械学習を活用した網脈絡膜疾患の自動分類」の研究論文を掲載
- ・株主総会の議決権行使の電子化及び「機関投資家向け議決権電子化プラットフォーム」への参加を発表

2019年5月：

- ・クレスコ北陸(株)が、一般社団法人石川県情報システム工業会主催の「e-messe kanazawa 2019」に出展
- ・譲渡制限付株式報酬制度の導入を発表
- ・配当方針の変更を発表
- ・ソフトバンク(株)が運営する「AIエコシステムプログラム」で「パートナー・オブ・ザ・イヤー」を受賞

2019年6月：

- ・自己株式の取得及び自己株式の公開買付けを発表

2019年7月：

- ・(株)アイオスによる同社子会社イーテクノ(株)の統合を発表
- ・米国における「機械学習を利用した疾患分類の精度を向上させる手法」に関する特許を取得
- ・自己株式の公開買付けによる取得を終了

2019年8月：

- ・クレスコ北陸(株)が、一般社団法人大日本水産会主催の「第21回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」に出展
- ・ベトナムにおける現地法人(海外子会社クレスコベトナム)の設立を発表

2019年9月：

- ・電子情報通信学会「コンピュータビジョンとイメージメディア研究会」で、当社社員が講演
- ・子育てサポート企業として「くるみん」（4期連続）及び「プラチナくるみん」に認定
- ・「健康経営への取り組み」を発表

2019年10月：

- ・クレスコベトナムが営業を開始
- ・「セキュリティ脆弱性診断サービス」の提供を開始
- ・学術誌「BMJ Open (BMJ)」が、北里大学、宮田眼科病院とクレスコ技術研究所による「角膜形状解析画像の機械学習を用いた分類」に関する研究論文を掲載
- ・「Creage アカウントプラス」の提供を開始

2019年11月：

- ・「AWS Well-Architectedパートナープログラム認定」を取得
- ・中間配当の決定及び年間・期末配当予想の修正を発表
- ・㈱東芝と東芝デジタルソリューションズ㈱を中心メンバーとする、ユーザーファーストのIoTサービスのオープンな共創を目指す「ifLink オープンコミュニティ」への賛同を表明
- ・プロジェクトマネジメント学会「ET & IoT Technology 2019」で当社社員が講演

2019年12月：

- ・当社IRサイトが大和IR「2019年インターネットIR表彰」で「優良賞」を受賞
- ・当社IRサイトがモーニングスター「Gomez IRサイト総合ランキング 2019」で「IRサイト優秀企業：金賞」を受賞
- ・当社IRサイトが日興アイ・アール「2019年度 全上場企業ホームページ充実度ランキング調査」の総合ランキングで「最優秀サイト」を受賞

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高289億57百万円（前年同期売上高258億28百万円、12.1%増）、営業利益26億53百万円（前年同期営業利益23億16百万円、14.6%増）、経常利益31億41百万円（前年同期経常利益26億54百万円、18.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益20億3百万円（前年同期親会社株主に帰属する四半期純利益16億73百万円、19.7%増）と増収増益となりました。

セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

①ソフトウェア開発事業

ソフトウェア開発事業の売上高は、237億55百万円（前年同期比12.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は、26億37百万円（前年同期比14.0%増）となりました。業種別の売上高を比較しますと、金融分野においては、前年同期を1億44百万円下回りました。公共サービス分野につきましては、当社の既存大口顧客のIT投資拡大を受けて前年同期を9億46百万円上回りました。流通・その他の分野は、主として、連結子会社における受注の増加により前年同期を17億89百万円上回りました。

②組込型ソフトウェア開発事業

組込型ソフトウェア開発事業の売上高は、51億75百万円（前年同期比11.7%増）となり、セグメント利益（営業利益）は、9億71百万円（前年同期比13.5%増）となりました。製品別の売上高を比較しますと、通信システム分野においては、前年同期を6百万円上回りました。カーエレクトロニクス分野では、前年同期を3億81百万円上回りました。情報家電等、その他組込型分野につきましては、前年同期を1億56百万円上回りました。

③その他

商品・製品販売事業等その他の売上高は、26百万円（前年同期比20.8%減）となり、セグメント利益（営業利益）は、0百万円（前年同期比87.5%減）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当第3四半期連結会計期間末における資産総額は前連結会計年度末に比べ、3億15百万円増加し、256億87百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ2億38百万円減少し、160億42百万円となりました。これは主に、現金及び預金が4億86百万円、仕掛品が4億80百万円それぞれ増加したものの、有価証券が5億85百万円、受取手形及び売掛金が3億58百万円、「その他」に含まれる未収入金が3億35百万円それぞれ減少したことによるものです。

固定資産は前連結会計年度末に比べ、5億53百万円増加し、96億45百万円となりました。これは主に、「その他」に含まれる繰延税金資産が1億94百万円、のれんが90百万円、ソフトウェアが42百万円減少したものの、投資有価証券が9億16百万円増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末に比べ、7億68百万円増加し、100億3百万円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比べ、6億33百万円減少し、52億25百万円となりました。これは主に、賞与引当金が6億38百万円減少したことによるものです。

固定負債は前連結会計年度末に比べ、14億2百万円増加し、47億78百万円となりました。これは主に、長期借入金13億2百万円、退職給付に係る負債が99百万円それぞれ増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ、4億53百万円減少し、156億84百万円となりました。これは主に、利益剰余金が12億59百万円、その他有価証券評価差額金が94百万円それぞれ増加したものの、自己株式が18億26百万円増加したことによるものです。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2019年度下半期の経済見通しは、2019年12月の日銀短観における業況判断指数(DI)が大企業製造業、非製造業ともに悪化するなど、内外の先行き不透明感が継続しておりますが、事業環境自体は、「攻めのIT経営」を主眼としたデジタル変革や本年開催の東京オリンピック、インバウンドへの対応などが支えとなり、概ね良好に推移すると予測しております。IT投資の見通しは、企業規模や業種、業態によって濃淡があるものの、クラウドやAI等の技術を利用した製品やサービスの導入を通じて事業の変革を図り、価値創出や競争優位を確立するトレンドが継続し、引き合いは、増加する見込みであります。

当社の主要セグメントにおいて特に成長が見込まれる分野

- ・ソフトウェア開発事業 : 人材、旅行、物流
- ・組込型ソフトウェア開発事業 : カーエレクトロニクス、情報家電

各分野は、「デジタル変革」の到来により、お客様層の裾野が更に拡大する局面にあり、当面の成長を見込んでおります。基幹系のシステム更改、新規サービス対応システム、新商品の組込みシステムはもとより、人材不足に起因する生産性向上を目的とするシステム(AI、RPA)や運用コスト削減を目的とするクラウドへの移行が、有望なビジネスになっております。

幅広い技術領域を有する当社企業グループが提供するサービスやソリューションは、これらのトレンドを概ね取り込めるポジションにあり、あらゆる企業や団体、産業から「デジタル変革」のメインITパートナーとして期待されております。当社企業グループは、「デジタル変革」をリードし、お客様が、ビジネスモデルの革新を通じて自らの成長を実感できる「現実的な提案」をスピーディに行うため、AI、クラウド技術者の拡充教育をはじめ、他社とのアライアンス推進、オープンイノベーション・産学連携による新ビジネスの創出に注力してまいります。

また、事業の柱であるソフトウェア開発事業、組込型ソフトウェア開発事業において、技術及び品質の面で更なる強化を図り、質的及び量的な成長を通じて、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,223,102	6,709,109
受取手形及び売掛金	7,718,113	7,360,098
電子記録債権	3,823	24,625
有価証券	1,193,665	608,469
金銭の信託	55,409	61,111
商品及び製品	24,083	39,338
仕掛品	208,774	689,715
貯蔵品	1,898	1,529
その他	854,161	550,479
貸倒引当金	△1,995	△1,995
流動資産合計	16,281,037	16,042,481
固定資産		
有形固定資産	559,548	536,737
無形固定資産		
のれん	700,796	610,469
ソフトウェア	641,435	599,131
その他	13,028	12,808
無形固定資産合計	1,355,261	1,222,409
投資その他の資産		
投資有価証券	4,974,300	5,890,530
その他	2,309,593	2,103,001
貸倒引当金	△107,319	△107,425
投資その他の資産合計	7,176,574	7,886,106
固定資産合計	9,091,384	9,645,254
資産合計	25,372,421	25,687,735

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,540,203	1,799,454
短期借入金	40,000	40,000
1年内返済予定の長期借入金	289,586	663,336
未払法人税等	785,167	202,386
賞与引当金	1,287,797	649,720
受注損失引当金	9,387	142,958
その他	1,906,650	1,727,395
流動負債合計	5,858,792	5,225,251
固定負債		
長期借入金	655,274	1,957,772
長期未払金	429,788	444,564
退職給付に係る負債	2,189,290	2,289,220
役員退職慰労引当金	14,800	—
資産除去債務	80,033	81,046
繰延税金負債	—	292
リース債務	7,057	5,420
固定負債合計	3,376,244	4,778,316
負債合計	9,235,037	10,003,568
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,514,875	2,514,875
資本剰余金	4,292,000	4,296,822
利益剰余金	10,832,849	12,091,996
自己株式	△1,871,643	△3,698,161
株主資本合計	15,768,082	15,205,533
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	411,863	506,230
為替換算調整勘定	—	870
退職給付に係る調整累計額	△42,561	△28,466
その他の包括利益累計額合計	369,302	478,633
純資産合計	16,137,384	15,684,167
負債純資産合計	25,372,421	25,687,735

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
売上高	25,828,134	28,957,210
売上原価	21,018,827	23,577,578
売上総利益	4,809,307	5,379,631
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	24,901	26,854
役員報酬及び給料手当	1,047,244	1,120,068
賞与引当金繰入額	59,563	60,684
退職給付費用	30,263	30,842
役員退職慰労引当金繰入額	3,978	—
法定福利費	149,486	161,327
採用費	110,974	125,668
交際費	45,940	45,880
地代家賃	129,094	129,710
消耗品費	45,381	68,496
事業税	117,153	123,302
その他	728,744	832,809
販売費及び一般管理費合計	2,492,727	2,725,646
営業利益	2,316,580	2,653,985
営業外収益		
受取利息	195,358	278,077
受取配当金	97,548	92,655
有価証券売却益	60,152	53,238
金銭の信託運用益	—	5,701
助成金収入	12,777	15,954
デリバティブ評価益	2,795	63,726
持分法による投資利益	18,987	41,674
その他	16,017	27,873
営業外収益合計	403,638	578,902
営業外費用		
支払利息	3,495	3,890
有価証券評価損	27,100	4,396
投資顧問料	31,748	41,845
自己株式取得費用	—	23,232
新株予約権発行費	—	5,317
その他	3,326	12,500
営業外費用合計	65,671	91,182
経常利益	2,654,547	3,141,705

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	—	46
投資有価証券売却益	7,539	11,910
投資有価証券償還益	32,560	—
保険解約返戻金	15,734	28,773
受取補償金	11,800	3,000
特別利益合計	67,634	43,730
特別損失		
固定資産除却損	18,639	780
投資有価証券売却損	0	2,984
投資有価証券評価損	44,354	82,409
投資有価証券償還損	—	194,447
事務所移転費用	35,090	6,597
創立記念関連費用	109,490	—
減損損失	16,840	—
その他	12,757	2,736
特別損失合計	237,174	289,956
税金等調整前四半期純利益	2,485,006	2,895,480
法人税、住民税及び事業税	623,438	745,030
法人税等調整額	187,892	147,014
法人税等合計	811,330	892,045
四半期純利益	1,673,676	2,003,435
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,673,676	2,003,435

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
四半期純利益	1,673,676	2,003,435
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△648,840	94,366
為替換算調整勘定	—	870
退職給付に係る調整額	8,593	14,094
その他の包括利益合計	△640,247	109,331
四半期包括利益	1,033,428	2,112,766
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,033,428	2,112,766
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当第3四半期連結累計期間において、自己株式の公開買付けにより、自己株式が1,830,000千円増加しております。この結果、譲渡制限付株式報酬としての処分による自己株式の減少△4,238千円、単元未満株式の買取りによる自己株式の増加755千円を含め、当第3四半期連結会計期間末において自己株式は3,698,161千円となっております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割

当社は、2020年1月7日付の取締役会の決議に基づき、次のとおり株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的とするものであります。

(2) 株式分割の割合及び時期

2020年2月1日付をもって、2020年1月31日の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

(3) 分割により増加する株式数 普通株式 12,000,000株

2. 新株予約権の発行

当社は、2020年1月7日付及び2020年1月14日付の取締役会の決議に基づき、2020年1月30日付で自己株式を活用した第三者割当による第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 募集等の方法 みずほ証券㈱（以下、「割当先」といいます。）に対する第三者割当方式

(2) 本新株予約権の概要

① 決議年月日	2020年1月7日及び2020年1月14日
② 新株予約権の数 ※	6,000個 (注) 1
③ 新株予約権のうち自己新株予約権の数 ※	—
④ 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 600,000株 (注) 1、8
⑤ 新株予約権の払込金額 ※	本新株予約権1個当たり1,822円 (払込総額 10,932,000円)
⑥ 新株予約権の行使期間 ※	2020年1月31日～2022年1月31日
⑦ 新株予約権の行使時の払込金額 ※	3,860円 (注) 2、3、8
⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	(注) 6
⑨ 新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできない。
⑩ 新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 2
⑪ 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—
⑫ 新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	(注) 3

※ 割当時点（2020年1月30日）における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株であります。但し、下記(1)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(1) 当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(2) 当社が(注)5の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)5に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)5(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)5(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

① 本新株予約権の目的となる株式の総数は600,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、(注)1に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

② 行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の(株)東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)を「東証終値」という。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。)に、当該効力発生日以降修正される。

③ 行使価額の修正頻度

行使の際に上記②に記載の条件に該当する都度、修正される。

④ 行使価額の下限

下限行使価額は、3,050円である。但し、下限行使価額は(注)5の規定を準用して調整される。

⑤ 割当株式数の上限

600,000株(2019年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は5.00%)

⑥ 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記④に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

1,840,932,000円

但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。また、上記資金調達額には、本新株予約権の払込金額10,932,000円を含めている。

⑦ 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、(注)7を参照)。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

① 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間で締結した取決めの内容

<行使許可条項>

- ・割当先は、当社との間で締結する第三者割当契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書を提出し、これに対し当社が書面(以下「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間(以下「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ、本新株予約権を行使できます。また、割当先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき割当先が本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことができません。
- ・当社は、行使許可を行った後、行使許可期間中に当該行使許可を取り消す旨を割当先に通知することができ、この場合、通知の翌々取引日から、割当先は当該行使許可に基づく本新株予約権の行使ができなくなります。
- ・当社は、行使許可を行った場合又は行使許可を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

＜譲渡制限条項＞

- ・割当先は、本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

＜割当先による行使制限措置＞

- ・当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一歴月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込時点における上場株式数の10%を超える場合（以下「制限超過行使」といいます。）には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限します（割当先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含みます。）
 - ・割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。
- ② 当社の株券の売買について所有者との間で締結した取決めの内容
該当事項はありません。
- ③ 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、(有)イワサキコーポレーションは、その保有する当社普通株式の一部について割当先への貸株を行う予定です。
割当先であるみずほ証券(株)は、本新株予約権に関して、本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- ④ その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

3. 本新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記(2)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初3,860円とする。但し、行使価額は（注）4又は（注）5に従い、修正又は調整される。

4. 行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以後修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

5. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付与されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証終値の平均値(東証終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)4に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (2) 当社は、2022年1月31日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
8. 当社は、当社普通株式の投資単位当たりの金額の引き下げによる投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的として、2020年1月7日付の当社取締役会の決議に基づき、2020年1月31日を基準日、2020年2月1日を効力発生日として、当社普通株式につき、1株につき2株の割合をもって分割しております。本株式分割に伴い、本新株予約権の目的である株式の数は、本株式分割の割合に応じ調整されております。また、本株式分割に伴い、当初行使価額及び下限行使価額は、それぞれ本株式分割の割合に応じ調整されております。

(3) 資金の使途

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① M&A及び資本・業務提携に関わる費用	1,400	2020年2月～2021年5月
② 人材の獲得及び事業体制の強化に関わる費用	400	2020年2月～2021年5月
③ 研究開発費	514	2020年2月～2021年5月
合計	2,314	—

- (注) 1. 金額欄の合計2,314百万円は、本新株予約権の発行価額の総額(10百万円)に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額(2,316百万円)を合算した金額から、本新株予約権の発行諸費用の概算額(12百万円)を控除した金額であります。
2. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金及び銀行からの借入金により充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達ができた場合には、①に充当する予定であります。
3. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
4. 上記具体的な使途①から③は、資金使途としての優先順位に従って記載しております。上記支出予定時期に、①のM&A及び資本・業務提携の機会が予想よりも多く発生した場合には、②乃至③に充当すべき金額を①に充当する可能性があります。逆に、①のM&A及び資本・業務提携の機会が十分に生じない場合には、一部を②乃至③に充当することもあります。原則として、引き続き新たな案件の探索、検討を行い、上記支出予定時期以降においても、M&A及び資本・業務提携に関わる費用として使用する考えであります。

3. 新株予約権の行使許可

当社は、2020年1月30日に発行した第7回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）において、割当先であるみずほ証券㈱との間で締結した第三者割当契約に基づき、みずほ証券㈱に対し、以下のとおり本新株予約権の行使許可を行っております。

① 新株予約権の名称	株式会社クレスコ 第7回新株予約権
② 行使許可書到達日	2020年1月31日
③ 今回の行使許可に基づく行使許可期間	2020年2月3日から2020年4月30日までの60取引日の期間
④ 行使許可を行った本新株予約権の数	3,000個
⑤ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 本新株予約権1個当たり200株 (注) 1
⑥ 本新株予約権の行使価額	行使価額は、2020年1月31日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の(株東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げます。))に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

- (注) 1. 当社は、2020年1月31日を基準日、2020年2月1日を効力発生日として、当社普通株式につき、1株に2株の割合をもって分割を行っております。本新株予約権の目的である株式の数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。
2. 今回の行使許可に基づく行使請求の結果につきましては、当社のホームページ等において開示してまいりますのでそちらをご参照ください。